

No.11 雨水貯留槽（補助対象経費が1万5千円以上（税込）のもの）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・容量が100ℓ以上のもの
補助対象経費	機器費（雨水貯留槽）
必要書類	<p>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</p> <p>②事業概要書（別紙2-10号）</p> <p>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</p> <p>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</p> <p>⑤施工写真（詳しくは別紙5号をご覧ください）</p> <p>⑥対象住宅の平面図（施工場所がわかるもの）</p> <p>⑦機器の性能を証する書類（カタログ等）</p> <p>⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</p> <p>⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</p> <p>⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</p>

備考

- ・「雨水貯留槽」とは、雨どいから集めた雨水を利用するための貯留槽として販売されている製品のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。ただし、ご自身で設置された場合は契約書は不要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です